

第14回宮古市農業委員会
総会議事録

宮古市農業委員会

第14回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年6月24日、第14回総会はシートピアなあと研修室に招集された。

1. 開会日時 令和4年6月24日(金)午後3時00分
2. 閉会日時 令和4年6月24日(金)午後3時37分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 8名)

1番 高森 昭夫 委員	2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員
4番 山崎 安人 委員	5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員
7番 去石 徹 委員	10番 飛澤 教男 委員	

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 2名)

8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員
-------------	-------------

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一
次 長 中屋 和秀
主 査 小野寺 泉

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第3号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて
- 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

— 午後3時00分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

本日は、8番畠山一伸委員、9番阿部剛夫委員から欠席の連絡がありました。

現在、委員10名中8名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第14回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章4番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章4番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には3番竹野委員と4番山崎委員を、書記には事務局の小野寺主査を指名いたします。

議長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は14件で、取得事由はすべて相続です。農業委員会によるあっせん希望は2件ございました。1ページの3番が1件目です。2ページをお開き願います。8番が2件目です。相続人からあっせん希望の土地についてより詳しい届出があり次第、あっせんリストに登載いたします。

また今月の届出の中に、昨年6月の第2回総会において一度報告済みの農地に関するものがございますので、ご説明いたします。3ページをご覧ください。対象の届出は12番です。こちらは、昨年の届出の根拠となった所有権登記が錯誤の登記であったため、これを抹消し改めて登記し直したことによる届け出とのことです。なお、届出人以外の項目は昨年の届出内容と変わりありません。

それでは、6月分届出合計を読み上げて報告いたしますので、5ページをお開き願います。6月分の届出合計は14件です。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではありますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあれば受けたい

と思います。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長
(議案第 1 号)

ないようですので次に移ります。日程第 3、議案第 1 号「農地法第 5 条の
規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号 1 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の 6 ページをお開き願います。

(議案書の議案第 1 号を朗読)

付議番号 1 番についてご説明いたします。所在図は 1 ページ、資料のナン
バー 1 をご用意願います。

(議案第 1 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー 1 をご覧願います。

6 月 16 日に月当番の竹野委員と事務局から私の 2 人で確認をしております。
この案件は、3 月に農振除外をご審議いただいた案件でございます。小林
委員には 3 月 18 日に現地確認をお願いしております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございますが、(1)農地の種類
は、農用地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当せず、農
業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地
でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実
と認められるものでございます。(5)から(8)までは該当ございません。2 他
法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との
関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振
興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたし
ましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の小林委員は、異議がないということでございま
した。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の 3 番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3 番竹野委員

3 番の竹野です。ただいまの事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと見
てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見のある方はございませんで
しょうか。

(「なし」の声あり)

議長	<p>質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。 次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>付議番号2番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー1の2をご用意願います。 (議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明) 資料ナンバー1の2をご覧願います。 6月16日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の戸花委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。 1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)までについては、該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。以上の調査結果は転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の戸花委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。</p>
3番竹野委員	<p>3番の竹野です。ただいまの事務局からの説明のとおりで、何ら問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。 次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>議案書の7ページをご覧願います。 付議番号3番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー1の3をご用意願います。 この案件は、先月5月にご審議いただいた案件でございます。事務局で判断いたしました農地転用の不許可の例外規定、これが適当ではないという指摘が農業会議のほうからございまして、改めてご審議いただくものでございます。具体的には、事務局で判断した不許可の例外規定は「住宅その他申請に係る土地周辺の地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」これに該当するといたしましたけれども、地域に居住する者の業務に使うものではないのではないかというような疑問を</p>

投げかけられまして、不許可の例外規定を変えるものでございます。具体的には「土地改良事業において、非農用区域として定められた区域内にある農地」というようなことでございます。そのことについては、平成15年になりますけれども換地通知書にそのような記載があるものでございます。

(議案第1号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1の3をご覧ください。

6月16日に竹野委員、吉濱委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄、(1)農地の種類でございますが、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)は該当ございません。2の他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございますが、第1種農地でございますので、一般社団法人岩手県農業会議の意見を聴取することとなります。

なお、地区担当推進委員の吉濱委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番の竹野です。ただいまの事務局の説明にあったように、何ら問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。

以上で、議案第1号の審議が終了いたしました。

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。ただし、付議番号3番については、一般社団法人岩手県農業会議の意見聴取したうえで、送付いたします。

- (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の8ページをお開き願います。
(議案書の議案第2号を朗読)
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー2をご用意願います。
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー2をご覧願います。
6月16日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
1の適用外証明の範囲でございますが、(1)天災地変等不可抗力により、農地又は採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが困難であると認められるもの、に該当するものでございます。2他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3調査意見、結論でございますが、1適用外証明の範囲の(1)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。
- 議長 次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。
- 3番竹野委員 3番の竹野です。何ら問題ないものと思って見てまいりました。事務局の説明のとおりで問題ないと思われます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。
(「なし」の声あり)
- 議長 それでは質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 付議番号2番についてご説明いたします。所在図は5ページ、資料のナンバー2の2をご用意願います。
(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー2の2をご覧願います。
6月16日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の吉濱委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
1適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項は、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でござい

ます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の吉濱委員は、異議がないということでした。説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番の竹野です。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の9ページをご覧ください。

付議番号3番についてご説明いたします。所在図は5ページから6ページ、資料のナンバー2の3をご用意願います。

(議案第2号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー2の3をご覧ください。

6月16日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の吉濱委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 適用外証明の範囲、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2の他法令関連事項、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で、■■■及び■■■は農用地区域内、それ以外は農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号3番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の吉濱委員は、異議がないということでした。説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番の竹野です。事務局の説明のとおりで問題ないと思われますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。
以上で議案第2号の審議を終了いたしました。
これより、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第3号)

次に、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。
事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の10ページをお開き願います。
(議案第3号付議番号1番から2番を議案書の朗読により説明)

議 長

説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

ないようですので、これで議案第3号の審議を終了しました。
これより、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第4号)

次に、議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。
事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の11ページをご覧ください。
(議案第4号を議案書の朗読により説明)
4月にご説明した内容をホームページで公開いたしまして、5月2日から6月2日まで意見を求めたものでございます。きょう決定したものを県へ提出するものでございます。
資料No.3をご覧ください。

1 ページ目は地域農業及び農業委員会の概況でございますので、説明を省略いたします。

2 ページをお開きください。時計文字の 2 の担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、令和 3 年度の実績は 358ha で達成率は 63.93%でございます。4 の目標に対する評価は、目標は厳しい環境の中で高すぎる目標であったとするもので、活動に対する評価は、農業委員及び推進委員の活動及び関係機関と連携して活動したが、目標達成には至らなかったとするものでございます。

3 ページの時計文字の 3 の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、2 の令和 3 年度の実績は 2 で、達成率 67%で、参入面積は 1.72ha で、達成率は 172%でございます。4 の目標に対する評価は、目標は妥当と考え、活動に対する評価は、今年度は結果につながらなかったが、きめ細かな取り組みの継続により今後の成果が期待されるとするものでございます。

4 ページの時計文字の 4 の遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、2 の令和 3 年度の解消実績は 18.7ha でございます。4 の目標に対する評価は、解消面積の設定はかなり高いものと認識しているとするもので、活動に対する評価は、地理的条件や所有者の高齢化等で耕作を再開できない実情があったが、利用状況の把握に努め、非農地と判断したものがあり、結果的に遊休農地全体の面積が減少した、とするものでございます。

5 ページの時計文字 5 の違反転用への適正な対応ですが、2 の令和 3 年度実績は 0 でございます。3 の活動に対する評価は、日常の巡回などの地道な活動が違反転用を防いだと考えられるものでございます。

6 ページの時計文字 6 の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますが、1 の 3 条に基づく許可は 9 件で、2 の農地転用は 19 件でございます。7 ページの 3 の農地所有適格法人からの報告は、3 法人からございました。4 の情報の提供等は表のとおりでございます。

8 ページの時計文字の 7 の地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、寄せられた要望・意見はございませんでした。

時計文字の 8 の事務の実施状況の公表等でございますが、1 の議事録の公表はホームページ及び事務局において閲覧に供しております。意見の提出は 1 件でございました。

説明は以上でございます。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑ないようですので、議案第 4 号の審議を終了いたしました。

これより、議案第 4 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長

(全員挙手)

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定しました日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第14回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後3時37分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 竹野 牧子

署名委員 山崎 安人